

# 原爆被爆者各種手当一覧

手当は毎月27日（休日や祝日の場合は前日）に支給します。

（令和3年4月現在）

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		支 給 金 額
医療特別手当	厚生労働大臣から原爆症の認定を受けた被爆者であって、現在、認定を受けたけがや病気の状態が続いている人		月額 142,170円
特別手当	医療特別手当を受給していた被爆者で、原爆症の認定を受けたけがや病気が治った人		月額 52,500円
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾が投下された際に、胎内で被爆し、その放射能の影響による小頭症患者である人		月額 48,930円
健康管理手当	厚生労働省令で定める11の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 視覚機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害		月額 34,970円
保健手当	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人（その人の胎児を含む）	左記の者のうち、次の(ア)、(イ)に該当する人に支給します。 (ア) 厚生労働省令で定める一定の範囲の身体上の障害がある人。 (イ) 配偶者、子及び孫のいないひとり暮らしの人	月額 34,970円
		左記の者のうち上記に該当しない人	月額 17,540円
介護手当	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けている人	費用介護 費用を支払ってヘルパーの派遣を受けたとき	月額 105,560円以内
		重度障害	月額 70,360円以内
		家族介護（重度） 家族から介護を受けている、要介護者	月額 22,320円
葬祭料	被爆者が死亡したとき、葬祭を執り行う人（交通事故・自殺・先天性疾病等、死亡原因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなき場合は支給されません。）		212,000円

※ 医療特別手当・特別手当・健康管理手当及び保健手当は、いずれかひとつを支給します。